令和4年度税制改正事項(農林水産省)… 付1	(3) 現金主義による所得計算の特例の届出・・・ 10
第 1章 青色申告制度のあらまし・・・・・・・ 1	第3章 青色事業専従者給与所得の
1 農業所得申告納税の現状 1	源泉徴収と納付25
(1) 青色申告と白色申告 1	1 青色事業専従者給与所得の
(2) 記帳や帳簿などの保存制度 1	源泉徴収の仕方 25
2 青色申告のすすめ	(1) 源泉徴収の準備25
(1) 青色申告のすすめ 2	(2) 給与所得の源泉徴収税額表の使用区分… 25
(2) 青色申告と白色申告との納税比較… 2	(3) 源泉徴収税額の求め方 (税額表の見方)… 27
3 青色申告制度の主な <mark>特</mark> 典(農業所得者に	(4) 源泉徴収簿の記入 30
関する主なもの)	2 源泉所得税の納付30
(1) 青色申告特別控除 4	(1) 源泉所得税の納付期限と納期の特例… 30
(2) 青色事業専従者給与の必要経費算入… 4	(2) 簡便な源泉所得税の預 <mark>かり方 30</mark>
(3) 減価償却費の特例 4	(3) 所得税徴収高計算書(納付書)の
(4) 家事関連費の必要経費算入 4	記入の仕方と納付30
(5) 貸倒引当金の必要経費算入 4	3 年末調整
(6) 純損失の繰越控除または	(1) 年末調整とは 31
繰戻しによる還付 4	(2) 扶養控除等 (異動) 申告書と
(7) 現金主義による所得計算の特例 5	保険料控除申告書等の受理 32
4 青色申告のスケジュール 6	(3) 年末調整の仕方 32
	(4) 所得税徴収高計算書(納付書)の
第2章 青色申告の手続き 7	記入の仕方と納付35
1 青色申告の承認申請7	4 源泉徴収票(給与支払報告書)の作成・
(1) 新規に農業を始めた時や廃止した時の	交付および給与支払報告書(総括表)、
手続き·······7	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合
(2) 青色申告のできる人 7	計表の提出 36
(3) 青色申告承認申請書の提出 7	(1) 「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」
(4) 記帳の開始 8	の留意点と記入の仕方 36
2 青色事業専従者給与 <mark>に関する届出 8</mark>	(2) 「給与所得の源泉徴収票等の
(1) 青色事業専従者として認められる人… 8	法定調書合計表」の記入の仕方 36
(2) 青色事業専従者給与に関する届出書… 8	
(3) 必要経費とされる青色事業専従者給与額… 9	第4章 簿記記帳の実務
3 源泉徴収制度と源泉所得税の納期の	1 簿記記帳に当たって <mark> 43</mark>
特例の承認申請	(1) 記帳の心得 43
(1) 源泉徴収制度のあらまし 9	
(2) 源泉所得税の納期の特例制度 9	
4 現金主義による所得計算の特例の届出… 10) (4) 記帳の留意点 46
(1) 現金主義による所得計算のしくみ… 1() 2 所得の種類と内容47
(2) 現金主義により所得計算ができる人··· 1() (1) 事業 (農業) 所得の内容 47

(2) 事業 (農業) 以外の所得の内容	50	6 勘定科目別にみた消費税課税の有無… 105	
3 年末における決算準備 (補正と決算)…	53	(1) 勘定科目別消費税対象項目一覧 105	
(1) 科目別整理帳の合計	53	(2) 固定資産の購入、	
(2) 売掛金、買掛金残高の整理	53	売却処分等に係る留意点 106	
(3) 前受(仮受)金、前払(仮払)金の整理…	53	7 消費税の納税義務者 106	
(4) 農産物、農業用用品、販売用家畜、		8 事業者免税点制度 106	
未収穫農産物等の棚卸	53	9 課税事業者の選択 108	
(5) 農産物の家事消費額、事業消費額の計算…	53	10 相続等で事業を	
(6) 家事関連費の計算と経費からの控除…	54	引き継いだ場合の納税義務 109	
(7) 乳牛、果樹等の育成費用の計算と		(1) 相続による場合 109	
経費からの控除	54	(2) 相続によらない事業継承の場合 109	
(8) 減価償却費の計算と経費計上	54	11 消費税の総額表示義務109	
(9) 損益計算書(所得税青色申告決算書))	12 納付税額の計算方法	
の作成	62	13 帳簿および請求書等の保存義務112	
4 青色申告特別控除の計算	69	14 消費税の申告・納付 113	
5 農業経営基盤強化準備金課税特例を		(参考) 消費税の課税事業者に該当するか	
受ける明細書等記入例	69	どうかのチェック表 115	
第5章 確定申告書の作成と納税	77	第7章 その他117	
1 申告納税額の計算のしくみ	77	1 減価償却資産の耐用年数	
2 確定申告書の作成	77	(大蔵省令) (抄)	
(1) 住所および氏名等の記入	78	(1) 建 物 (別表第一)	
(2) 所得金額の計算	78	(2) 構築物(別表第一)	
(3) 所得から差し引かれる金額の計算…	82	(3) 車両および運搬具他(別表第一)… 118	
(4) 課税される所得金額の計算	88	(4) 器具および備品(別表第一) 118	
(5) 税額の計算	89	(5) 機械および装置(別表第二) 118	
(6) 税額から差し引かれる金額	89	(6) 生 物 (別表第四)	
(7) 申告納税額の計算	90	(7) 公害防止(別表第五) 121	
(8) 肉用牛の売却による課税の		・減価償却資産の償却率、	
特例を受ける場合の税額の計算	90	改定償却率および保証率の表 122	
3 申告書の提出	91	・平成24年4月1日以後に取得をされた	
4 納税····································	91	減価償却資産の定率法の償却率、	
		改定償却率および保証率の表 123	
第6章 消費税の概要	99	2 勘定科目一覧表(例) 124	
令和5年10月1日にインボイス制度がスター	- -		
事業者登録の申請手続きは令和5年3月3	31⊟	<参考様式と記入例>	
までに!	99	<第2章分(青色申告の手続き)>	
1 消費税とはどういうものか	101	所得税の青色申告承認申請書・・・・・・・・・12	
2 消費税の税率	101	所得税の青色申告承認申請書・現金主義の	
3 消費税の課税・納付の流れ	102	所得計算による旨の届出書 13~14	
4 消費税の課税対象	102	・青色事業専従者給与に関する	
5 消費税がかからない取引	103	「届出」書 15	

・育巴事業等促有給与に関する		• 固定質度台帳(平成19年4月1日
「変更届出」書	16	以後に <mark>取得した減価償却</mark> 資産) 62
・源泉所得税の納期の特例の承認に		• 令和 4 年分所得税青色申告決算書
関する申請書	17	(農業所得用) 63~68
・現金主義による所得計算の特例を		農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合
受けることの届出書	18	(1) 農業経営基盤強化準備金の必要経費
・個人事業の「開業」等届出書	19	算入及び認定計画等に定めるところ
・給与支払事務所等の「開設」等届出書…	20	に従い取得した農用地等に係る必要
・個人事業の「廃業」等届出書	21	経費算入に関する明細書 70
・給与支払事務所等の「廃止」等届出書…	22	(2) 農業経営基盤強化準備金に関する
・所得税の青色申告の取りやめ届出書	23	証明書 71
• 事業廃止届出書(消費税関連)	24	(3) 令和XX年分所得税青色申告決算書
		(農業所得用) … 72
<第3章分(青色事業専従者給与所得の源泉徴収と納付	4)>	農業経営基盤強化準備金を取り崩し、農用地・
令和4年分給与所得者の		農業用機械等の固定資産を取得した場合
扶養控除等(異動)申告書	26	(1) 農業経営基盤強化準備 <mark>金の必要経費</mark>
令和4年分給与所得・退職所得に対する		算入及び認定計画等に定めるところ
源泉徴収簿(1~6月分)	29	に従い取得した農用地等に係る必要
・給与所得・退職所得等の		経費算入に <mark>関する明細書 73</mark>
所得税 <mark>徴</mark> 収高計算書(納付書)		(2) 農業経営基盤強化準備金に関する
「領収済通知書」(1~6月分)	31	証明書 74
・令和4年分給与所得・退職所得に対する		(3) <mark>農用地等を取得した場合の証明書… 75</mark>
源泉徴収簿(1年分)	34	(4) 令和XX年分所得税青色申告決算書
・給与所得・退職所得等の		(農業所得用) 76
所得税徴収高計算書(納付書)		
「領収済通知書」(7~12月分)	36	<第5章分(確定申告書の作成と納税)>
• 給与支払報告書(個人別明細書)		・ 令和 4 年分の所得税及び復興特別所得税の
一市区町村提出用—	37	確定申告書B(住所および氏名等の記入)… 78
・令和4年分給与所得の源泉徴収票		・令和4年分の所得税及び復興特別所得税の
一受給者交付用—	38	確定申告書B(収入金額等、所得金額等) 79
• 給与支払報告書(総括表)	39	・ 令和 4 年分の所得税及び復興特別所得税の
令和4年分給与所得の源泉徴収票等の		確定申告書B(所得から差し引かれる金額)… 82
法定調書合計表	40	・ 令和 4 年分の所得税及び復興特別所得税の
令和4年分給与所得者の		確定申告書B
保険料控除申告書·····	41	(税金の計算、その他、延納の届出) 89
・ 令和 4 年分給与所得者の基礎控除申告書		令和4年分の所得税及び復興特別所得税の
兼給与所得者の配偶者控除等申告書		確定申告書B(全体、第一表~第二表)··· 93~94
兼 所得金額調整控除申告書	42	・令和XX年分肉用牛の売却(措置法25条
		関係)に係る計算書(青色申告用) 96
<第4章分(簿記記帳の実務)>		・肉用牛の売却による所得の税額計算書… 97
・固定資産台帳(平成19年3月31日		・令和××年分の所得税及び復興特別所得税の
以前に取得した減価償却資産)	61	確定由告書R(第一表) ······ 98

令和4年度 税制改正事項 (令和3年12月 農林水産省)

第1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置(2% →1%)の適用期限を2年延長する。(登録免許税)
- 2 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置(貸付期間10 年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等)の適用期限を2年延長する。(固定資産税・都市計画税)
- 3 認定就農者に利用させるため、農業協同組合等が取得した一定の償却資産の課税標準の特例措置(5年間、課税標準の1/3控除)の適用期限を2年延長する。(固定資産税)

第2 農林水産関連産業の振興等

- 1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正を前提に、同法の認定輸出事業者が、一定の輸出事業用資産の取得等をして、輸出事業の用に供した場合には、5年間30%(建物等については 35%)の割増償却ができる措置を講ずる。(所得税・法人税)
- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置(適格合併の要件緩和)について、適用対象から出資 を有しない組合のみで行う合併を除外した上、その適用期限を3 年延長する。(法人税)
- 3 産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する税率の軽減措置(会社の設立・資本金の増加0.7%→0.35%等)について、その適用期限を2年延長する。(登録免許税) 【経産省等3省共管】
- 4 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき行う登記に対する税率の軽減措置 (合併による不動産の所有権の移転0.4%→0.2%等)の適用期限を2 年延長する。(登録免許税) 【経産省等2省共管】
- 5 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る課税標準の特例措置(不動産価格の1/6控除)の適用期限を2年延長する。(不動産取得税)

【経産省等2省共管】

第3 農山漁村の環境対策・活性化

- 1 みどりの食料システム戦略を実行するための法整備を前提に、次の措置を講ずる。(所得税・法人税)
- ① 同法の環境負荷低減事業活動実施計画(仮称)等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産※ の取得等をして、環境負荷低減事業活動(仮称)等の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。

- ※ 環境負荷低減事業活動用資産
 - ・慣行的な生産方式と比較して環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等
 - ・環境負荷低減事業活動の安定に不可欠な設備等
- ② 同法の基盤確立事業実施計画(仮称)の認定を受けたものが、一定の基盤確立事業用資産※ の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については 16%)の特別償却ができる。
 - ※ 基盤確立事業用資産
 - ・化学農薬・化学肥料に代替する生産資材の製造設備等
- 2 バイオ燃料製造事業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置(3年間、 課税標準の1/2控除等)について、木質固形燃料製造設備の適用対象を中小事業者等及び農業協同組 合等が取得するものに限定した上、その適用期限を2年延長する。(固定資産税)
- 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(3年間、本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする)の適用期限を2年延長する。(固定資産税)
 - ※ 特例割合 (バイオマス発電設備(1万kw以上)の場合): 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合(わがまち特例) 【経産省等2省共管】
- 4 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置(本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする)について、適用対象を暫定排水基準が適用されている事業者が取得する処理施設に限定した上、その適用期限を2年延長する。

(固定資産税)

※ 特例割合:1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合(わがまち特例)

【経産省等3省共管】

第4 森林・林業施策の推進(略)

第5 水産施策の推進(略)

第6 その他

- 1 人・農地など関連施策の見直しに合せて、関連法令の改正を前提に、現行の特例措置について、税制上の所要の措置を講ずる。(複数税目)
- 2 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の適用期限を1年延長する。(印紙税)

【財務省等5省庁共管】

[税制改正見直し事項 (廃止)]

- 1 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除について、適用対象から次に掲げる場合を除外する。
 - ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合(所得税・法人税)
 - ② 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の認定を受けた者に一定の山林に係る土地の譲渡をした場合(所得税・法人税)
 - ③ 集落地域整備法に基づく交換分合により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得する場合(所得税)
- 2 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例について、集落地域整備法に係る措置を廃止する。(所得税・法人税)

第1章

青色申告制度のあらまし

(1) 農業所得申告納税の現状

(1) 青色申告と白色申告

わが国の所得税は、自分の所得と税額を自分で 計算し納税するという「申告納税制度」をとって います。

農業所得の計算は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得計算する「収支計算」が原則です。

白色申告者は、これまで農業者の記帳の習慣が十分でないこともあり、平成17年分までは農業収入が200万円未満の農業者に対しては、税務署が開示する「経費目安割合方式(いわゆる「標準課税方式」)」による申告が認められていました。しかし、平成18年分の申告から、農業所得のあるすべての農業者が「収支計算」による申告となりました。

一方、青色申告制度は、昭和24年のシャウプ勧告に基づいて、昭和25年から設けられた制度で、一定の帳簿を備え付け、日々の記帳に基づいて所得と税額を計算し、申告します。白色申告に比べると合理的な税務申告ができるとともに、いろいるな特典があります(3~5ページ参照)。

(2) 記帳や帳簿などの保存制度

〈白色申告の場合〉

平成26年1月から事業(農業)所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行うすべての人は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があります。

記帳する内容は、売上げなどの収入金額や必要 経費に関する事項について、取引の年月日、売上 先・仕入先の相手方の名称・金額等です。なお、 一つ一つの取引ごとでなく、日々の合計金額をま とめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよ いことになっています。

	保存が必要なもの	保存期間
収入金額や必要経費を記載した帳簿 (法定帳簿)		7年
帳簿	業務に関して作成した上記以外の帳 簿(任意帳簿)	5年
	決算に関して作成した棚卸表その他 の書類	5年
書類	業務に関して作成し、又は受領した 請求書、納品書、送り状、領収書な どの書類	5年

〈青色申告の場合〉

青色申告者は、原則として正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳を行わなければなりませんが、簡易簿記で記帳してもよいことになっています。

標準的な簡易簿記の種類は次のとおりです。

1. 現金出納帳、2. 売掛帳、3. 買掛帳、

4. 経費帳、5. 固定資產台帳

保存が必要なもの	保存期間
帳簿	7年
決算関係書類	7年
現金預金取引等関係書類	7年(前々年分所得が300万円以下は5年)
その他の書類	5年

なお、電子帳簿保存法により、一定の帳簿書類 についてはコンピュータ作成の帳簿書類を紙に出 力することなく、電子データのままで保存できる 制度があります。

(2)

「青色申告のすすめ

(1) 青色申告のすすめ

①「個」の確立の面から

これからの農業が女性や若者にとって魅力ある職業・産業となるためにはイエ(農家)を中心とした経営から、それを構成し支える個人の地位・役割を明確化し、尊重することが重要です。

このための条件の一つとして、従事者が働いた、経営に寄与した割合に応じた適正な労働報酬を得ることが必要です。

白色申告では、従事者 1 人について50万円(申告者の配偶者は86万円)の事業専従者控除がありますが、いくら働いても、経営に寄与しても同額です。

青色申告では支払った給与が適正であれば、 全額必要経費に算入でき(所得税法第57条)節 税にもなり、また従事者にとってやりがいと責 任感が育ってきます。

②簿記記帳と合理的な納税

近年における農業経営は、投入資本の増大、 規模拡大・機械化に対応した借入金の増大、ま た、生活費の増大など"どんぶり勘定"のまま では資金管理に十分な対応ができません。

このため簿記を記帳し、基礎的な計数把握を 行い簿記記帳結果を経営改善に生かすようにす るとともに、青色申告を通じて個別の経営実態 に応じた合理的な納税、節税を図ることが大切 です。

簿記には、簡易簿記と複式簿記があります。 簡易簿記はごく簡単な決まりにより収益・費 用を記録し、結果として所得はいくらかが決ま ります。青色申告にはこれでも可能ですが、と もすると所得に関心が高まり、資金管理が十分 にできません。

複式簿記は収益・費用の発生と同時に経営が所有する財産(資産・負債)の増減が漏れなく

記録されます。したがって、その時々の現金・ 預金、および借入金等の残高の現状把握ととも に、資金・経営計画が立てやすくなります。ま た、融資等の社会的要請、家族経営協定や法人 化の基礎的条件としての必要性も高まっていま す。ぜひ複式簿記を記帳しましょう。

なお、最近は、パソコンを活用した簿記を記帳する経営者が多くなってきていますが、複式簿記の基本をマスターして、積極的に活用しましょう。

③農業施策としての「青色申告」の重要性

平成19年度税制改正で創設された税制特例「農業経営基盤強化準備金」(第4章③の(8)858ページ参照)および「農業者年金制度」の政策支援(保険料の国庫補助)を受ける対象者として、認定農業者(または認定新規就農者)で青色申告者であることが条件とされています。

また、収入保険制度への加入も青色申告をしていることが前提となります。気候変動や市況の乱高下などによる「収入減少への対策」と「つなぎ資金の活用」は、農業経営のリスク回避として有効活用ができます。

農業施策の対象者として「青色申告」の重要 性が増しています。

(2) 青色申告と白色申告との納税比較

青色申告制度の主な特典については次に述べま すが、青色申告と白色申告の税金からみた軽減額 を計算例により見てみましょう。

経営形態や家族構成等によりそれぞれ差異はありますが、所得を同一にして計算してみると白色申告による場合とでは、相当の金額が軽減されることが理解できます。

特に、今まで白色申告をしていた者が青色申告をした場合は、経営の実態に基づいた収入、経費により所得が計算されるので、より以上に税金の軽減額が多くなるものと思われます。